

被告人 A、同 B に対する関税法違反、物品税法違反被告事件（昭和四二年（あ）第四五七号）について、申立人から別紙押収物を仮に還付されたい旨の請求があつたので、検察官および弁護人の意見を聴いたうえ、請求の押収物は、当審において本件被告事件審理のため、なお領置の必要があると認め、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を却下する。

昭和四二年九月一九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄

東京高裁 昭和四一年押第七〇一号

(東京地裁 昭和四一年押第一〇六〇号)

符号二 メキシコオパール 一一九個

符号三 メキシコオパール 四七一個